

## 報告

### 「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」

松尾弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

【司会（三澤）】 続きまして、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘先生から、「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」という演題で御報告を頂きます。

松尾先生は、特にラオス法整備支援における民法教育支援に関し、本邦研修や現地セミナーなど息の長い活動を続けてこられました。また、それとともに法整備支援の理論的な研究も進めておられ、近々慶應義塾大学大学院において、法整備支援の講座を開講されると伺っております。

それでは松尾先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

【松尾】 どうもありがとうございます。慶應義塾大学の松尾でございます。



私はラオスを中心に、2002年8月頃から、現地セミナーや本邦研修に参加する形で法整備支援に携わるようになりました。当初は、当時名古屋大学におられました加賀山茂教授が契約法を担当され、私が物権法を担当する形で始まりました。その後、本日配られました法整備支援年表に詳しく記されてございますように、2003年からラオスに対する JICA 法整備支援の第1フェーズ

が開始されました。ここでは、法令データベース作成、法令集出版、検察マニュアル・判決マニュアル作成などと並んで、民法・商法の教科書作成支援、講師養成支援も目標とされており、私も主としてそれに参加する形で携わってまいりました。

先ほど法整備支援に参加する人は物好きというお話がございましたが、私自身は物好きではありません。一緒に参加していただいている立教大学の野澤正充先生や中央大学の古積健三郎先生は物好きかどうかは分かりませんが、尊敬すべき人格者でおられます。ただ、われわれはベトナムやカンボジアの法整備支援のように組織をつくる段階には至っておりませんので、その都度連絡・調整を取り合い、現地セミナーや本邦研修に参加しながら、相手国の参加者と一緒に議論を始めた段階であります。もっとも、その割には3年半も活動してきて、これまで一体何をやってきたのだろうと、内心忸怩たる思いもありますが、本日はこの活動の中で何が問題になり、どういう議論を重ねてきたのかということをお紹介させていただいて、皆様方からいろいろな御教示を得たいと思っております。

民法整備支援の方法としましては、レジュメにもまとめておりますが、民法典の草案を起草するという形から、民法典や関連法令の制定・改正に対する助言的な支援、更にはもっと間接的に調査や情報収集の準備活動に対する支援と非常に多様であります。ここではこれらを一括して民法整備支援と呼びたいと思います。もっとも、「法整備支援」(legal assistance)という概念自体につきましては、私の中では「法整備協力」(legal cooperation)と呼びたい感覚も強くなってきておりますが、以下では通用している法整備支援の語を用いさせていただきます。

きます。

日本の法整備支援はベトナムやカンボジアをはじめとして、法典整備支援と人材養成支援という二つの領域で大きな成果を挙げてきましたが、すでに、一橋大学の松本恒雄先生が強調しておられますように、民法典を含む法律の制定は法整備の第一歩にすぎず、それを支える制度の整備に加え、それを運用できる人材の養成が最も重要であるということが指摘されているわけです。ここでは人が先か立法が先かという考え方ではなくて、両者をワンセットにした考え方、つまり、カウンターパートの、とりわけ若手ワーキング・グループと一緒に参加しながら、人材育成と一緒に制度作りを進めていくという、《プロセス志向的》な法整備支援の方法が顕著になってきているのではないかと感じております。

この観点からしますと、ラオスのように民法整備の準備活動段階から支援をスタートするという方法は、将来の民法典の起草者を育てるための支援という形で、被支援国のオーナーシップを維持しつつ、正にその制度づくりの段階から人材養成をサポートできるという意味で、言わば理想的な形態だと、一般論としては考えられるわけです。

しかしながら、実際には、準備活動支援においては、そのプロジェクトにおいて目指されるべき目標や、当該プロジェクトの先に想定されるべき最終目標が何であるかが、比較的あいまいな形をとっていることが少なくありません。その結果、それを具体化するための計画が不明確であったり、比較的明確になったとしても、しばしばそれが動揺したり、時には覆ったりするようなこともございます。したがって、この形態の支援のアドバンテージを生かすためには、克服しなければならない課題が沢山あると思われまます。本日は、これまでそういうプロセス志向的な民法整備支援を試みてきた中で、どのような問題に突き当たったか、あるいは今後それを継続するとすればどのような問題に突き当たるであろうかについて、わずかな経験の中から御報告申し上げたいと思います。

民法整備支援において直面する主要な課題は、レジュメの26ページ（本誌77ページ）に、2（1）から（4）に分けて書きましたとおり、四つほどあると思っております。

第一は、民法典や民法関連法律を整備するための手順に関するルールの決定的重要性であります。これは必ずしも最終段階としての立法機関におけるフォーマルな手続だけではなくて、初期の準備・調査活動や、草案の起草審議や、法案の決定に関する手続、さらに、そのための組織についてのルールまでも含む、《ルールづくりのためのルール》というべきものであります。法整備支援において生じる多くの問題の根源を突き詰めていくと、相当のものがこの問題を原因にして起こっていると思うのです。こういったメタ・ルールをあらかじめ明確かつ詳細に定め、絶えず見直し、関係当事者間で共通認識を得ておくことは、頭では非常に重要だと分かっていますが、実際にはなかなか実現困難であります。その結果、プロジェクトの途中で非効率なやり直しが起こったり、混乱が生じたり、当事者間でいろいろな意見の対立が生じたり、更には終局段階で、ちょっと意表を突かれるような変更が起こったりいたします。例えば、若手ワーキング・グループが積み上げた作業成果が、シニア層によって突然大きく変更されてしまうという問題に遭遇したこともございます。

最近では、そういうことを回避するために、プロジェクト管理表、いわゆる PDM (Project

Design Matrix)の手法や、合同調整会議(JCM: Joint Coordination Meeting)というものがかなり進歩しているようですが、そうした技法でもなおすくい切れていない問題が明るみになってきているのではないかという気もしています。その原因がこれらの手法の単なる運用の問題にすぎないのか、それとももっと細かなレベルのメタ・ルールの不備の問題なのか、個別場面ごとの分析も必要だと思います。いずれにしましても、法整備支援のプロセスでは、プロジェクトの要所要所で、こうしたメタ・ルールの内容を確認しておくことには、大きな意味があると思われまます。

先ほども申しましたように、カウンターパートも決して一枚岩ではありませんので、比較的若手のワーキング・グループと、それを最後にチェックするシニア層との間で、法整備の目標や方法やプロセスについて必ずしも理解や意見が一致しているわけではありません。したがって、ある段階で、内部の役割分担についても、カウンターパートである若手ワーキング・グループのメンバーに一定の権限を与えることについて、ある程度フォーマルなルールを作ってあらかじめ承認を得ておくことが、暗黙の合意やあいまいな指揮・命令関係に任せるよりも、適切ではないかと考えております。

また、これとは若干視点が異なりますが、この《ルールづくりのためのルール》という点で、日本の明治時代の法典編纂作業におけるいろいろな工夫も、いま再び回顧するに値するのではないかと考えております。例えば、レジュメでも少し触れましたように、旧民法典を編纂したときの「民法編纂局章程」や、現行民法典を制定するプロセスで勅令によって定められた「法典調査会規則」に基づく「法典調査規定」や「法典調査ノ方針」は、条文化された非常に詳細なルールであり、草案内容の大枠から草案の起草・審議・整理・記録の方法に関する役割分担までを含む、実体的・手続的な相当細かなルールです。法整備支援のプロセスのどこかで、日本ではこんなこともあったんですよということも説明する機会があれば、それが将来民法典を制定・改正するための人材養成の一環としても、有益な情報提供になるかもしれないと感じた次第です。

と申しますのは、ラオスを含めて被支援国には、民法関連の個別法も相当できていますが、その起草者や起草経緯、審議方法、記録方法、参照した外国法令などについて、必ずしも正確に記録に残っていないことが少なくありません。したがって、そういうものをできるだけ尊重し、その土台の上に新たな作業を積み重ねてゆくということが、なかなか難しいという経験をいたしました。森嶋昭夫先生が被支援国のオーナーシップという観点から強調しておられますように、法整備においては、完成した法律の内容ももちろん大切ですが、それをだれがどうやって作ったか、とりわけ被支援国の起草者、その他の関係者たちがどれだけ主体的に関与したかが極めて重要であることは、ますます強く意識されてきております。なぜなら、そうした主体的参加度により、制定された法律の実効性や遵法意識が大きく変わってくると考えられるからです。それだけに、こういうメタ・ルールの重要性は、再び強調するに値するのではないかと感じた次第です。

第二の問題は、このメタ・ルール問題の延長でもありますが、その国でその民法典を整備することの意義について、当事者間で、共通認識に至らないまでも、その議論を十分に深め

ることが有意義かつ必要だと感じています。法典整備プロジェクトにおいて、民法典制定の意義を改めて論じる機会は意外に多くないと思われます。その理由は、市場経済化を目標とする支援や外国投資を目標とする支援では、外国投資や企業活動を促進するための幾つかの単行法、例えば、外国投資法や企業法、土地法、担保法、破産法、競争法などの整備にプライオリティーが置かれがちで、その一環として民法関連規定が断片的に整備されてゆくからだと思われます。また、限られたプロジェクト期間内に客観的な成果を挙げるために、よりコンパクトな個別法の整備へとプロジェクトが細分化されるという事情もあるかもしれませんし、複数のドナー間調整によるプロジェクトの分担の結果として個別立法が先行するという事情もあるかもしれません。

実際、ラオスの場合も、1990年代前後を中心に幾つかの民法関連の単行法ができております。ベトナムとかなり似ていると思うのですが、土地法や所有権法、契約法、債権担保法、また、不法行為や事務管理を含む非契約的義務に関する法律、それから家族法といったものがございます。確かに、こういった個別立法を積み上げる方式にもそれなりのメリットがあると思われます。つまり、経済や社会状況の変化に臨機応変に対応することや、立法の成果を検証するための一種の実験的な試行錯誤の機会を得ることが容易になると考えられます。ただし、個別立法が長期間併存することによるデメリットも少なくないのではないかと懸念されます。つまり、個別法が施行されると、それが裁判や行政によって適用されますので、公務員の理解や市民の意識にも浸透し始めてしまい、後にそれを改廃しようとしても、いったん白紙状態に戻してから新たに出発することは実際には不可能であります。それから、複数の個別立法間における用語や概念の不統一、規定の重複・矛盾、優先関係の不明確さという問題も実際に生じておりますし、特別規定はあるのに一般原則についての規定がなかったり、全体として体系性が欠如するという問題もあると思います。こういう状況の中で、個別立法の制定・改正と並行する形で、包括的な民法典をつくることにどのような意味があるのかということは、比較的早い段階から議論してよいと感じている次第です。

この点で注目すべきものとして、すでに星野英一先生や大村敦志教授、山本敬三教授によって展開されている法秩序における民法典の意義についての議論がございまして。つまり、星野先生や大村教授がおっしゃるように、民法は社会の *constitution* (構成原理) ということができますし、山本教授はそれを基本法と表現しておられます。その際、国家の法秩序において民法が果たす第一次的規範としての役割は、人格権・物権・債権・親族法上の権利といった、市民にとって最も身近で最も重要な基本的権利を定義することであると思われます。そうした権利のカタログは何か、権利の主体はだれか、客体は何か、どのように権利が変動するか、効果は何かということをも民法典できちんと定めておくことが、最終的には憲法によって保障される法秩序全体の出発点になると考えられます。このような観点から民法典の意味を確認しておくことが、後々大きな意味をもつのではないかと実感しています。この点で、星野先生や大村教授、山本教授がリードされている民法論や民法典論の蓄積を、法整備支援の場でも大いに活用すべきであると感じた次第です。

また、昨年(2005)の第6回法整備支援連絡会で、井関先生と吉村先生によるベトナム民事訴訟法

についての御報告に対し、竹下守夫先生が監督審の問題を取り上げられました。監督審制度をどのように評価し、対応すべきかという難問に対し、竹下先生は被支援国の政治体制に由来する問題なので日本側の支援には限界があるけれども、それを見ているだけではなくて、実体法を整備することによって個人の尊厳の理念や私的自治の原則の重要性をじわじわと浸透させてゆくという方法も、考えられるアプローチの一つではないかと提案しておられました。こうした提案もまた、民法典整備の意義というコンテキストの中で、一層大きな意味をもってくるのではないかと考えた次第です。

そして、実際に、ラオス、ウズベキスタン等で民法典とは何かを議論していて問題になったのは、特別法との関係をどう調整するのかという点でございました。つまり、商法や消費者保護法、知的財産法、ラオスではこれらは将来の問題にすぎないかもしれませんが、議論としては取り上げられており、将来、民法典をつくる時に、民商法の統一法典の方がよいのでしょうか、消費者保護法や知的財産法を民法典に組み込んだ方がよいのでしょうかと、盛んに議論し、質問されるわけです。私はとてもそれには答えられませんが、これも民法典とは何かを議論する中で、おのずと理解が深まっていくのではないかと考えています。確かに、市民生活に関するあらゆる事項を民法典に組み込めば非常に便利ですし、民法典を日常生活に密着した身近なものにするメリットがあるかもしれません。しかし、その一方で、こうした包括主義は、民法典さえつくれば市民生活のあらゆる問題が解決するという過度の期待を抱かせることにもなりますし、民法典本来の原理・原則の意義、先ほどの野村豊弘先生の言葉ではデフォルト・ルールは何かということが、知らず知らずのうちに不明確になってしまうのではないかと懸念されます。例えば、消費者契約法との関係では、契約自由の原則や自己責任の原則に対する規範意識が、包括主義の場合と分離した場合とでは違って来るかもしれない。知的財産法との関係でいえば、先ほど申しました人格権、物権、債権という市民の本当に基本的な権利と、知的財産の活用や文化活動の促進をめぐる国家の政策的裁量によって保護範囲がある程度左右される権利とを並立させてよいのかどうか、そういうことも、この民法典とは何かという議論の中で論じることができるのではないかと考えています。

第三の問題は、今度は民法典の中身の問題ですが、民法典の基本構成であります。これも民法典整備の準備段階から、ラオスの場合は教科書作成の段階から教科書の編別構成という形で大いに議論になりました。具体的には、いわゆるインスティトゥティオネス方式でいか、パンデクテン方式でいかということでもあります。ここでは、インスティトゥティオネスとパンデクテンのどこが共通で、どこが違うのか、あるいはインスティトゥティオネスの問題点をパンデクテンはどのように回避して、逆にパンデクテン方式の問題点をどう克服すべきかということについて、基本的議論を深める格好の機会ではないかと考えております。少なくとも権利の主体・客体・変動というインスティトゥティオネスの基本構成はパンデクテンの中でも総則の中に組み込まれていますので、権利本位の体系である点では共通しているかもしれませんが、パンデクテンの場合には、自然人と親族法との規定が分離してしまうといった問題点もあるかもしれません。

この点では、カンボジア民法典草案を拝見したときに、非常に工夫がされていると感銘を

受けた次第です。つまり、総則の次に人についての規定が置かれています。今日配っていただいたいのベトナム民法典の体系を見ても、第1編の総則の中に第3章の2として、親族法である婚姻等の規定が入っておりますし、第2編は財産と所有権ですから、第1編を人の法とすると第2編は物の法、それから第3編は債務と契約、第4編は相続、第5編は土地使用権の移転で、これは言ってみれば物や財産の移転の法ですから、大まかにはこれはむしろインスティトゥティオネス方式という感じもするわけです。ところが、その一方で、第1編の内容には、第6章の民事取引や第7章の代理、第9章の時効があり、これは正に総則の中心的内容ですし、第3編の債務の中にも、第17章にいわゆる債権総論の規定が組み込まれております。このような形で、インスティトゥティオネスとパンデクテンをうまくミックスすることは、もしかすると可能ではないかという印象をもった次第です。

また、これもよく言われていることですが、一般的規定から特殊的规定というパンデクテンの長所は、総則規定を設ければ規定の繰り返しが避けられますので条文数を節約できるといった技術的なメリットと並んで、論理的・階層的に配列すれば規定の漏れを少なくできることや、階層構造を通じて民法典の全体構造を把握できるというメリットもあると思います。

実際、ラオスの民法教科書法支援でも、こうした総則の章をつくってみましょうということで、民法総則部分や債権総論部分も書いてみることにしました。そうしたところ、法律行為や代理の規定をどこに置くか、総則に入れるのか委任のところに入れるべきか、あるいは条件や期限、無効・取消・解除の規定をどこに入れるかについて大いに議論になりました。ベトナム民法の例なども参考にしながら、現行法の中から総則規定を抽出して整理し、解説しようとしたのですが、実はワーキング・グループのメンバーにとってはそこが一番骨の折れる作業であり、そこをどういう形で支援すべきかという問題について、大いに反省し、考えさせられる材料を得た問題点でもあります。

さらに、民法典の内容上の問題として、物権と債権との関係があります。インスティトゥティオネスかパンデクテンかというのは条文配列方法の相違ですが、更に内容の問題として、パンデクテンでは物権と債権とが比較的明瞭に区別される特色があります。もちろん、物権と債権の区別の程度や、規定配列の前後関係については選択の余地がありますし、この点についても選択肢の間の比較研究を深めるよい機会であると考えられるわけです。

ラオス法には、先ほど御紹介しましたように、すでに物権に関して土地法と所有権法がございますし、債権法に関しては契約法、不法行為法がございます。ところが、債権という概念が、必ずしも一般用語としてはございませんでした。そこで、債権の用語についてはワーキング・グループで造語したのですが、これをうまくシニア層に説明するのが難しかったという経験もございます。

また、物権に関しては、所有権以外にどういう種類の権利を認めるべきかについても、先行立法の内容や慣習法上の権利の存在やその内容の確認、さらには、社会主義に基づく土地法構成と矛盾しない形で、かつ有用な物権類型があるのかという問題もございます。例えば、ベトナム民法にも、土地所有権の効果のところに相隣関係の規定がございます。これと地役権関係の規定との関係、あるいは相隣関係の規定でカバーし尽くせない問題について、技術

的な物権類型としての地役権の制度というものが、もしかしたら有用ではないかと考えて紹介しましたが、なかなか理解してもらえないという問題もございました。ただ、少なくとも議論のよい題材になったという気はいたします。

そして、最大の問題は、レジュメの30ページ（本誌81ページ）の（イ）にございますが、一般的・抽象的な法律概念をどの程度使うかということでもあります。その象徴は「法律行為」という概念であります。これも教科書に入れるかどうかが大いに議論になりました。これは法律的行為概念の長所と短所を比較してみた上で、最終的にはワーキング・グループに決めてもらったわけです。

法律行為概念のもつ法律技術の側面と思想としての側面とは区別できるのではないかと、星野先生の論文を読みましたときには、私は、技術としての法律行為概念の危険性、つまり、いろいろな類型の法律行為を十把一絡げにしては、法律行為の解釈や法律行為自由の原則は論じられないことに注意を払いつつ、技術的な長所を生かし、しかもそこに思想的な背景を盛り込むことは可能だろうと読んだのですが、もしかするとこれは正確な読み方ではなかったかもしれません。最近むしろ、大学の講義でも、法律行為概念というよりも、具体的な契約に置き換えて、具体的に・経験的に説明する方がむしろ一般的になっております。どちらがいいのかについて、私自身は確信は得られておりません。もっとも、ラオスでは、いわゆる法律事実という考え方とセットにして、法律事実と法律行為を総則規定の中に入れていたという結論になりました。ちょうど星野先生の論文の中で、法律行為概念の技術的な長所の一つとして、法律事実に対する法律要件という観点から財産法の体系的理解を容易にするというメリットを指摘されていましたが、正にそういうことがワーキング・グループの中から出てきたという予言的な経験もいたしました。

次に、大陸法的要素と英米法的要素という問題については、野村豊弘先生の御報告にもありましたように、ラオスの場合も非常に事情が似ております。ラオスでも、やはり世銀のアナリストが、土地法と金融法関係についてかなり長期的な立法計画をもっているようですし、その一環として2005年5月に契約履行担保法ができました。契約法の中にある履行担保法との関係という問題もあるようですが、現段階ではラオスでは民法典編纂は問題になっておりませんので、これはあまり表面化していないようです。

そのほか、民法典の内容をめぐっては、第三者保護規定の趣旨や根拠、基本類型をどのように説明したらいいのかという問題もあります。これも先ほど、ベトナム民法典の中で即時取得の規定をどうするか、あるいは無効な契約における第三者保護をどうするかという形で問題になっていることが指摘されましたが、社会主義的な立法においては比較的、静的安全が重視されるという傾向があり、ラオスもそうです。即時取得に関しては、ラオスでは、所有者が善意の占有者に代価弁償をするという形で善意者保護が図られているようです。契約法と財産法にそれぞれ類似の規定があります。両者の要件を見比べると、若干異なっているようにも思えるのですが、ワーキング・グループによると、同じ意味で解釈されているようです。また、代理の規定を紹介すると、表見代理をどうするかが問題になり、外国の立法例としてドイツや日本の規定を紹介したという経緯がございます。

このように民法整備支援のプロセスにおいては、民法理論の根本や基本について、「標準的理論はどうなっているか。」という形で即答を求められることが多く、そういうときにはとても私には任が重いというのが現状であります。ただ、森嶋先生や松本先生が指摘される人材養成には、何も被支援国側の人材養成だけではなく、支援側の人材養成も入っているのではないかと勝手に拡大解釈いたしまして、凶々しく続けてきたという感じがします。ただ、その場合にも、なぜ法整備支援をしなければならないのかということは、常に頭の中につきまとっている問題で、答えが出せずには気持ちが晴れないという思いをしてまいりました。

甚だ蛇足ながら、最後にこの問題をレジюмеに付け加えましたのは、法整備支援の目標として、市場化の推進にウェイトを置く立場もございませし、民主化の促進を重視する立場もございませし、最近はこの両者の側面をもつ「法の支配」の確立という考え方も強調されております。「法の支配」の中でも、市民の実体的な権利を実現するための法制度を整備するという面は市場化に役立つでしょうし、逆に政府の権限行使をコントロールするために法制度を整備するという点は民主化的な側面をもつかもかもしれません。ただ、いずれにしても、2003年に改訂された「政府開発援助（ODA）大綱」の中で強調されている点、これはレジюмеの注25に書きましたが、いわゆる「良い統治に基づく開発途上国の自助努力を支援する」というのは、単なるお題目ではなくて、非常に意味深長な考え方ではないかと私自身はとらえております。これを私なりに解釈しますと、およそ世界政府などというものが展望できない現在の国際政治状況の中で、せいぜい望み得る最小限の国際平和秩序としてのいわゆる地球的統治（グローバル・ガバナンス）の実現に近づくために、それを構成する基本単位である個々の主権国家の中で「良い統治」（グッド・ガバナンス）が実現するということが、われわれが望み得る現実的秩序なのではないかということです。

ここで「良い統治」というものを考えてみたときに、少なくとも三つの要素があると思っております。一つは、市場や企業を中心とする経済活動が円滑かつ効率的に行われること、第二に、そのために公平な裁判や確実な執行を担いする非常に強い政府がつくられること、第三に、そうした政府の強大な権限をコントロールするために、法治主義・「法の支配」のシステムと並ぶ最終的なよりどころとしての市民社会が育つことです。これらの要素が相互にバランスをとって存在する理想的な社会の状態が「良い統治」なのだろうと考えるのですが、この観点から見ますと、ある国家が、市民の基本的な権利をきちんと規定した民法典をもつことこそが、「良い統治」の最低限の基本条件なのではないかと思われませす。それだけに、法整備支援のプロセスでは、民法典をつくることの意義を一緒に議論していくこと自体にも意味があるのではないかと考えているわけです。

ただ、今日御紹介しましたように、民法教育支援という非常に間接的な手段をとっておりますと、一つの事柄を説明する際にも、繰り返し議論してようやく分かってもらえたり、向こう側の考えも、繰り返し聞いてようやく分かるというように、仮に進歩があるにしても、非常にゆっくりであります。徐々に、言わばらせん階段状に共通理解が進んできたというのがこの3年半の印象であります。向こう側もこちら側も、「あれ、前に説明したじゃないです



か。」ということをもう1回説明したりといった類の作業、文字どおりシシユフォオ的な作業を一緒にやってきたという感じがいたします。

したがって、最後をお願いしたいのは評価の問題であります。非常にゆっくりした進歩や間接的な支援に必然的につきまとう試行錯誤についても、どうか温かい目で、長い目で見ていただきたいことを最後をお願いして、私の報告を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会（三澤）】 松尾先生、どうもありがとうございました。

### 質疑応答・自由討論

【司会（三澤）】 それでは、これから質疑応答と自由討論のセッションに入ります。残された時間はわずかではございますが、前半も含め、これまでの御講演や御報告について、御質問やコメントがおありの方は手を挙げて、御発言いただきたいと思っております。

【大谷】 日本弁護士連合会の大谷と申します。最初の森島先生の御報告に若干関わりますが、二つの関連する質問をさせていただきます。

ベトナム民法典制定支援の中で、今後も課題が残されているという御説明がありました。今日頂きましたベトナム民法典を見せていただきますと、家族法に関して規定された部分もございませけれども、離婚の場合の子供の親権や、養子についても書かれています。例えば、養子縁組の成立要件はほかの下位の法令で決まるということでしょうか。広く民法典といったときに、日本の場合と同じように家族法や親族法まで含めて考えてしまうのですが、今後、ベトナム民法典では、そこが残された課題として次期以降のフェーズで取り組むことがおありかどうかというのが一つめの質問です。

もう1点は松尾先生の御報告の中で、メタ・ルールというのでしょうか、ルールのルールというお話があったのですが、それに関連します。実は、私は昨年5月に日弁連のカンボジア司法支援活動の一環として、ジェンダー・セミナーの講師としてカンボジアに行き、カンボジアの弁護士さんに対して、ジェンダー問題について講義をする機会を頂きました。日本の弁護士がカンボジアの弁護士さんにジェンダー問題をお話しするといっても、私どもの民法にも、ジェンダーの視点からは、まだ幾つか問題がある規定がございます。ですから、決して日本から教えるに行くということではなくて、共に学ばせていただくという考え方で臨みましたし、実際、カンボジア民法典には、ジェンダーの視点からは日本よりもより進んでいる規定があることを勉強させていただいた次第です。

そこでお尋ねしたいのが、ルールのルールというものを考えるときに、日弁連は弁護士への継続教育としてジェンダーという観点から取り組んでいるわけですが、例えば家族法についていろいろと支援していく場合には、家族法の中に両性の平等というか、ジェンダーの視点から重要な規定が含まれるわけです。そこで、今後の法整備支援のあり方として、ジェンダーの視点を入れていくということが、今までの法整備支援に関する研究の中で議論されていたことがございましたら、お教えいただきたいというのが2点目です。